



南条っ子

平成30年5月11日
横芝光町立南条小学校

交通事故防止に向けてのお願い

平成29年4月1日から「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。自転車は、子どもたちにとって最も身近な交通手段ですが、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が社会的に問題となっています。また、自転車利用者が被害者となるだけでなく、加害者となる事故も発生しており、自転車の安全利用が求められているところです。

本条例では、家庭における自転車交通安全教育の推進や、乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入について、保護者の努力義務が定められています。

本条例の趣旨を御理解の上、以下の資料を参考に、御家庭においても、子どもたちの交通事故防止に向けて御対応いただきますようお願いいたします。

5月17日の交通安全教室では、3～6年生に自転車の正しい乗り方について指導する予定です。

自転車条例のポイント

平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(自転車条例)が施行されます。

ルールとマナー

- 道路交通法を守りましょう
- スマホや傘差しなど危険な「ながら運転」はやめましょう
- タ方からライトを点灯しましょう
- 歩行者に配慮しましょう

ヘルメット着用

- 子ども(高校生まで)と高齢者はヘルメットをかぶりましょう

点検・整備

- タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの点検をしましょう

反射器材

- 自転車の側面にも反射器材をつけましょう

自転車保険

- 万が一の加害事故に備え、自転車保険に加入しましょう
- まずは、加入している保険の内容を確認しましょう

チャイくん

交通事故の被害軽減のため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

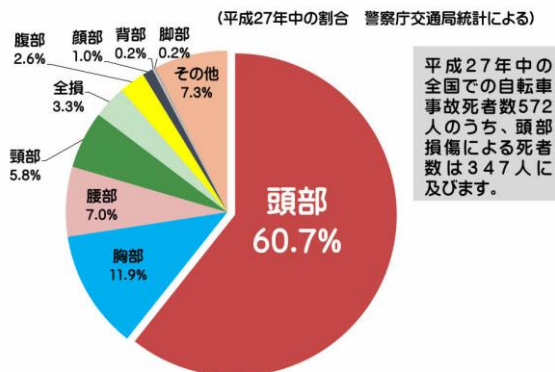


「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(乗車用ヘルメットの着用) 第14条第3項

保護者は、その保護する児童等*が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

*児童等：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

自転車事故による損傷部位別死者数の割合



乗車用ヘルメットの有効性

自転車の死亡事故で、頭部損傷が約6割を占めます。

- 乗車用ヘルメットは、転倒や事故の際に頭部への衝撃を和らげます。
- 着用で死亡率が約4分の1に低減するという報告があります。(公益財団法人交通事故総合分析センター「交通事故分析レポートNO.97」(平成24年11月発行)による。)

被害軽減に有効です!